

住宅用太陽光埼玉あんしんモデル協働事業実施要綱

第1 目的

脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策を総合的に推進するため、民間事業者と県が協働し、住宅用太陽光発電設備の更なる普及拡大を目指す。

第2 定義

- 1 この要綱における「協働事業者」とは、住宅用太陽光発電設備を取り扱う事業者で、県との協働により、その普及拡大に取り組む者をいう。
- 2 この要綱における「参画事業者」とは、協働事業者が取り扱う住宅用太陽光発電設備を販売又は施工する事業者で、本事業の趣旨に賛同し、協働事業者の指導の下、住宅用太陽光発電設備の普及拡大に取り組む者をいう。

第3 事業の内容

協働事業者は参画事業者と協力し、住宅用太陽光発電設備等の導入拡大に取り組むものとし、県は協働事業者及び参画事業者（以下、「協働事業者等」という。）の取組を支援する。

（1）協働事業者等の取組

①設置件数の増加に向けた取組

協働事業者は県内での住宅用太陽光発電設備の設置件数の目標を設定し、参画事業者と協力してその達成を目指す。

②安心・安全な設置

協働事業者は施工の安全確保のために参画事業者を指導し、協働事業者等は県民に対する丁寧な説明及び適切な対応に努める。また、住宅用太陽光発電設備を用いて売電を行う場合には点検等の義務を負うことなどを説明する。

（2）県による支援

①ステッカー作成及び広報

本事業を遂行する協働事業者等に対し、協働事業者であることを示すステッカーを配付するとともに、県ホームページへの掲載等により本事業の広報を行う。

②情報提供

住宅用太陽光発電設備等に関する県の取組などを情報提供し、協働事業者の取組を支援する。

第4 協働事業者の募集

- 1 県は、協働しようとする事業者を募集する。
- 2 協働しようとする事業者は、以下の書類を県に提出するものとする。なお、提出書類に係る著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業に係る場合に限り、県は提出書類に記載されたデータを使用できるものとする。

- (1) 住宅用太陽光埼玉あんしんモデル協働事業申込書（様式1）
- (2) 参画事業者一覧表（様式2）
- (3) 法人登記簿謄本（3か月以内のもの）
- (4) 企業概要（パンフレット等）

第5 応募資格

本事業に応募できる協働事業者は、以下の条件等を満たす者とする。

- (1) 協働事業者は、住宅用太陽光発電設備について自社又は系列企業で生産する製品を有する者であること。
- (2) 協働事業者は全ての参画事業者に対し、本事業の趣旨を説明するとともに、機器の性能や営業手法等に関する研修を開催するなどの方法により、本事業の円滑な推進に努めること。
- (3) 参画事業者は、住宅用太陽光発電設備の販売又は施工を3年以上行い、3年間で計30件以上設置した実績を有する者であること。
- (4) 住宅用太陽光発電設備を提案する場合は、県が作成した「住宅用太陽光発電安心・安全設置のためのチェックシート」を活用するなど、県民に対して丁寧な説明、対応を行うこと。
- (5) 住宅用太陽光発電設備を設置した県民から修理や維持管理などの各種相談や県民から参画事業者に対する意見や苦情があった場合には、真摯に対応し、必要な措置をとること。
- (6) 協働事業者等によって埼玉県内に設置された住宅用太陽光発電設備の状況や本事業に係る照会に協力すること。
- (7) 太陽光発電設備に係る関係法令、条例、規則等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても適切に対応すること。

第6 協定の締結

- 1 県は、申込書の提出があった場合には、提出書類の審査等を行い、第3に定める(1)協働事業者等の取組が適切に実行されると見込まれる場合には、「住宅用太陽光埼玉あんしんモデル協働事業に関する協定」を締結する。
- 2 協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間の満了1か月前までに申出がない場合は、1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

第7 協定の解除

- 1 県及び協働事業者は、当事者間の協議により、協定を解除することができる。
- 2 県及び協働事業者は、相手方が法令並びに本要綱及び本協定のいずれかに違反した場合は協定を解除することができる。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和3年8月23日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に県と「住宅用太陽光埼玉あんしんモデル協働事業に関する協定」を締結した協働事業者については、この要綱に基づき協定が締結されたものとみなすものとする。